

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

こども未来部 こども家庭センター

許認可等の内容		D V 被害者等緊急時安全確保事業に係る利用決定
根拠法令等及び条項		栃木市 D V 被害者等緊急時安全確保事業実施要綱第 7 条
標準 処理 期間	根拠条項	栃木市 D V 被害者等緊急時安全確保事業実施要綱第 7 条
	設定等年月日	令和 3 年 3 月 2 5 日 設定 令和 年 月 日 最終変更
	標準処理期間	速やかに
審 査 基 準	根拠条項	栃木市 D V 被害者等緊急時安全確保事業実施要綱第 3 条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 3 年 3 月 2 5 日 設定 令和 年 月 日 最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市 D V 被害者等緊急時安全確保事業実施要綱抜粋 (事業の対象者)</p> <p>第 3 条 事業を利用することができる DV 被害者等は、市内に居住する者又は市内に避難してきた者であって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 一時的に避難するために要する費用を所持しておらず、かつ、近親者、知人等からの金銭の援助が受けられないことその他の事由により、現に経済的に困窮していると認められるものであること。</p> <p>(2) DV 防止法第 3 条第 3 項第 3 号に規定する一時保護を受けることができないこと。</p>	